セカンドアルバムたまゆら 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条

株式会社HSMが開設するセカンドアルバムたまゆら(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき 適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率 的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を 図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 セカンドアルバムたまゆら
- 2 所在地 神奈川県横須賀市坂本町5-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者 介護支援専門員 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うととも に、自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

2 介護支援専門員

1名 (常勤専従)

介護支援専門員は、次の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成する。
- ② 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。(祝日は含まない) ただし土曜日・日曜日、12月31日から1月3日は営業しない。
- 2 営業時間 8:30から17:30までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条

指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該 指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとする。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス 事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題分析の方法はMDS-HC方式を用いる。

- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、 指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の 居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。 モニタリングの結果については、その都度記録する。
- 4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。
- 5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。
- 6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、横須賀市とする。

(相談・苦情対応)

第8条

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(事故発生時の対応)

第9条

事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項について)

第10条

本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次の措置を講ずるものと する。

- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者及び養護者(利用者の家族 等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合 は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第11条

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第14条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント対応)

第15条

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成 18 年厚生労働省告示第 615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定されているとおり周知します。

- 1、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行います。
- 2、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知します。また、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、必要な措置を講じるよう努めていきます。
- 2. パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のため以下、内容に努めます。
- 1、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備に努めます。
- 2、被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)の整備に努めます。
- 3、被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)の整備に努めます。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年 4 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社HSMとセカンドアルバムたまゆらの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

居宅介護支援

地域区分: **4級地** 単価: **10.84**

ケアマネ1人 当りの利用者数	要介護度	単位	介護報酬総額
40人未満	要介護1・2	1,086	11,772
	要介護3~5	1,411	15,295
40人以上 60人未満	要介護1•2	544	5,896
	要介護3~5	704	7,631
60人以上	要介護1•2	326	3,533
	要介護3~5	442	4,791

A A×単価 (1円未満切捨)

加算名称	単位	介護報酬総額
初回加算	300	3,252
入院時情報連携加算(I)	250	2,710
入院時情報連携加算(II)	200	2,168
退院-退所加算(450~900)	450	4,878
緊急時等居宅カンファレンス加算(月2回まで)	200	2,168
ターミナルケアマネジメント加算(同月2回訪問)	400	4,336
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	3,252
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300	3,252
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,168
通院時情報連携加算(1月につき+50単位)	50	542
特定事業所加算(I)	519	5,625
特定事業所加算(Ⅱ)	421	4,563
特定事業所加算(皿)	323	3,501
特定事業所加算A	114	1,235
運営基準減算	-50%	
高齡者虐待防止措置未実施減算	-1%	
業務継続計画未策定減算(R7年4月~)	-1%	
事業所と同一建物の利用者/同一建物の利用者20人以上減算	-5%	
特定事業所集中減算	-200	-2,168